

【クリーンディーゼル乗用車】

\* 重量税:平成27年5月以降の新車新規登録等分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録等分から適用

\* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		取得税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
BMW	MINI COOPER D	LDA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除
	MINI COOPER D 5DOOR	LDA-XXXXX					
	MINI COOPER D クラブマン	LDA-XXXXX					
	MINI COOPER SD	LDA-XXXXX					
	MINI COOPER SD クラブマン	LDA-XXXXX					

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

車種：普通／小型乗用車 \* 重量税：平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税：平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【BMW】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
BMW 420i	18348	DBA-4N20	1.998	1590	0001~0002	16.0	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
BMW 420i グランクーペ	18345	DBA-4D20	1.998	1640	0001~0002	16.0	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1730	0101~0102	14.9	+20%	-						
BMW 430i	18348	DBA-4N20	1.998	1610	1001~1002	15.4	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
BMW 430i グランクーペ	18345	DBA-4D20	1.998	1670	1001~1002	15.4	+20%	+0%	○	50%軽減	15,000	20,000	60%軽減	25万円控除
BMW 440i	18349	DBA-4P30	2.997	1680	0001~0004	13.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1890	0101~0104	12.3	+20%	-						
BMW 440i グランクーペ	18347	DBA-4E30	2.997	1730	0001~0004	13.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
MINI COOPER S CLUBMAN A4	18180	DBA-LN20	1.998	1550	0101	14.9	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除
				1580	0102									
MINI ONE CLUBMAN	18179	DBA-LN15	1.498	1430	0101	17.2	+10%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	40%軽減	15万円控除
				1460	0102									

車種：普通／小型乗用車 \* 重量税：平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税：平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【ダイハツ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ブーン	18321	DBA-M700S	0.996	910	0001~0004	28.0	+20%	+10%	○	75%軽減	3,700	10,000	80%軽減	35万円控除
	18323	DBA-M710S	0.996	960	0001~0004	24.4	+10%	+0%	○	50%軽減	7,500	10,000	60%軽減	25万円控除

車種：普通／小型乗用車 \* 重量税：平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税：平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【トヨタ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
アイシス	16350	DBA-ZGM10G	1.797	1440	0017	15.4	+5%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
				1450	0019									
				1440	0021									
				1450	0022~0023									
				1460	0024									
アイシス	16351	DBA-ZGM10W	1.797	1440	0008	15.4	+5%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
				1450	0010									
オーリス	18334	DAA-ZWE186H	1.797	1390	0001	30.4	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
				1400	0002~0003									
				1410	0004									
パッソ	18322	DBA-M700A	0.996	910	0001~0004	28.0	+20%	+10%	○	75%軽減	3,700	10,000	80%軽減	35万円控除
	18324	DBA-M710A	0.996	960	0001~0004	24.4	+10%	+0%	○	50%軽減	7,500	10,000	60%軽減	25万円控除

車種：普通／小型乗用車 \* 重量税：平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税：平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【本田技研】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「○」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「●」：エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置				
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税				
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額			
アコード	18332	DAA-CR7	1.993	1580	0001	31.6	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円			
				1600	0002										30.0	+20%	+20%
				1610	0003												

車種:普通/小型乗用車 \*重量税:平成27年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成27年4月以降の新車新規登録分から適用

【日産】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から軽減(75%、50%、25%軽減(1回限り))した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。  
 「●」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
スカイライン	17570	DAA-HV37	3.498	1770	0037	17.8	+20%	+20%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
				1780	0038~0039									
				1790	0040									
				1780	0041									
				1790	0042~0043									
				1800	0044									
	17571	DAA-HNV37	3.498	1850	0037	17.0	+20%	+10%	○	75%軽減	7,500	20,000	80%軽減	35万円控除
				1860	0038~0039									
				1870	0040									
				1860	0041									
				1870	0042~0043									
	17832	DBA-YV37	1.991	1660	0241	13.0	+5%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
				1670	0242~0243									
				1680	0244									
				1670	0245									
				1680	0246~0247									
				1690	0248									
				1670	0249									
				1680	0250~0251									
1690	0252													
1680	0253													
1690	0254~0255													
1700	0256													